

別表 2

事業者の皆様への要請 (3(3)②関係)

以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等、「3(3)①全ての事業者等の皆様へ」に記載されている事項を徹底してください。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容
「飲食店※ ¹ 」・「遊興施設※ ² 」のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としている店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）	<p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none">人数制限（同一グループ・同一テーブル 4 人以内※³。ただし、乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。）<ul style="list-style-type: none">* 店舗入口及び店内に、「同一グループ・同一テーブル 4 人以内」である旨を掲示してください。* 結婚披露宴を行う場合において、参加者全員が PCR 等検査を受け、陰性のとき※⁴は、同一テーブル 5 人以上でも可とします。（「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」又は「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」に限ります。）なお、この取扱いを希望する場合は、県に申し出ください。 <p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none">以下のとおりの営業時間の短縮、酒類提供の制限<ul style="list-style-type: none">① 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」 21 時から 5 時は営業しない② 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」以外 20 時から 5 時は営業しない 酒類提供停止下表 1 の感染防止対策の徹底。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

※3 ワクチン検査・パッケージ制度及び対象者全員検査による緩和は、実施しません。

※4 3 日以内の PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）又は 1 日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね 6 歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容
施行令 11 条施設（1,000 m ² 超え）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・ 運動施設又は遊技場の一部 　　体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど ・ 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） <p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの人数制限と同様の人数制限（※）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動施設又は遊技場の一部 　　マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど ・ 遊興施設の一部 　　個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など ・ サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）

※ 感染防止安全計画を策定し県による確認を受けた施設で、イベントの上限人数 2 万人を超える人数の入場を希望する場合は、その人数が収容率の 50% を超えないときに限り、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は、個別に相談に応じます。

下表1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を開けるなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1~2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いする」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する